

評議員・役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 社会福祉法人桑友（以下「法人」という。）評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第22条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る
 - (3) 監事
- 2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規定に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。ただし、内部理事で理事長及び常務理事に就いた者には、別途、第4条第4号に定める理事手当を支給する。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員には、評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、評議員の日当の総額は、法人定款第8条において年間60万円を超えないものと定められている。

支給条件	日当
拘束時間が1日当たり3時間未満のとき	18,000円
拘束時間が1日当たり3時間以上のとき	30,000円

- (2) 外部理事には、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、理事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
拘束時間が1日当たり3時間未満のとき	6,000円
拘束時間が1日当たり3時間以上のとき	10,000円

(3) 監事には、監事監査、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、監事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
拘束時間が1日当たり3時間未満のとき	6,000円
拘束時間が1日当たり3時間以上のとき	10,000円

(4) 内部理事で理事長及び常務理事に就いた者には、理事手当を支給する。なお、理事手当の年間支給総額および支給方法は、評議員会において決するものとする。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて法人の圏域（松江圏域・出雲圏域）外への出張や外部の研修等に参加する場合には、第4条に定める報酬以外に、必要な経費の実費を弁償する。

(改 廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附 則

この基準は、2017（平成29）年度第1回評議員会において基準が採択された日より施行する。